

平 26 . 3 . 31
法 D 2 - 3

参 考 資 料

〔地方法人課税関係〕

平成 26 年 3 月 31 日(月)
総 務 省

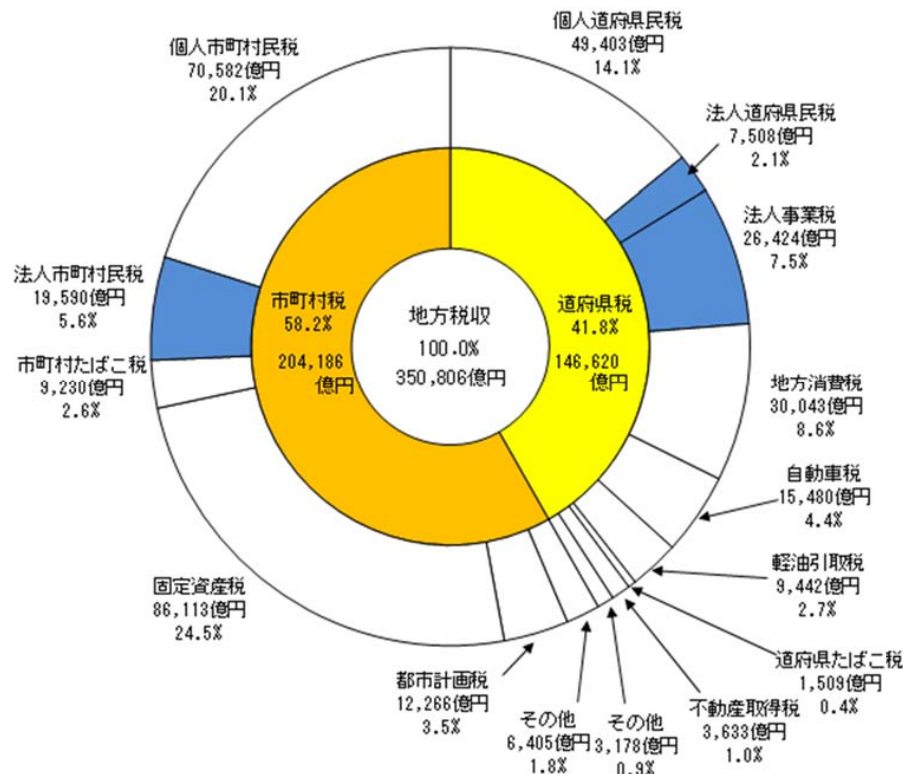
目 次

・地方税収と地方財政の財源不足の状況	1
・法人関係税の国・地方の配分	2
・法人課税の概要(平成26年度改正(案)ベース)	3
・地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移	4
・人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)	5
・法人住民税の概要	6
・法人住民税均等割の税率	7
・外形標準課税制度の概要	8
・外形標準課税の実績(平成24年度)	9
・法人事業税収入割の概要	10
・法人所得課税の実効税率の国際比較	11
・一般政府支出及び税収構成の対GDP国際比較(2010年)	12
・国・地方の財政規模(対GDP比)及び法人所得課税の実効税率の国際比較(未定稿)	13
・法人実効税率に関する地方団体からの意見	14
・地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)	15
・平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)	17

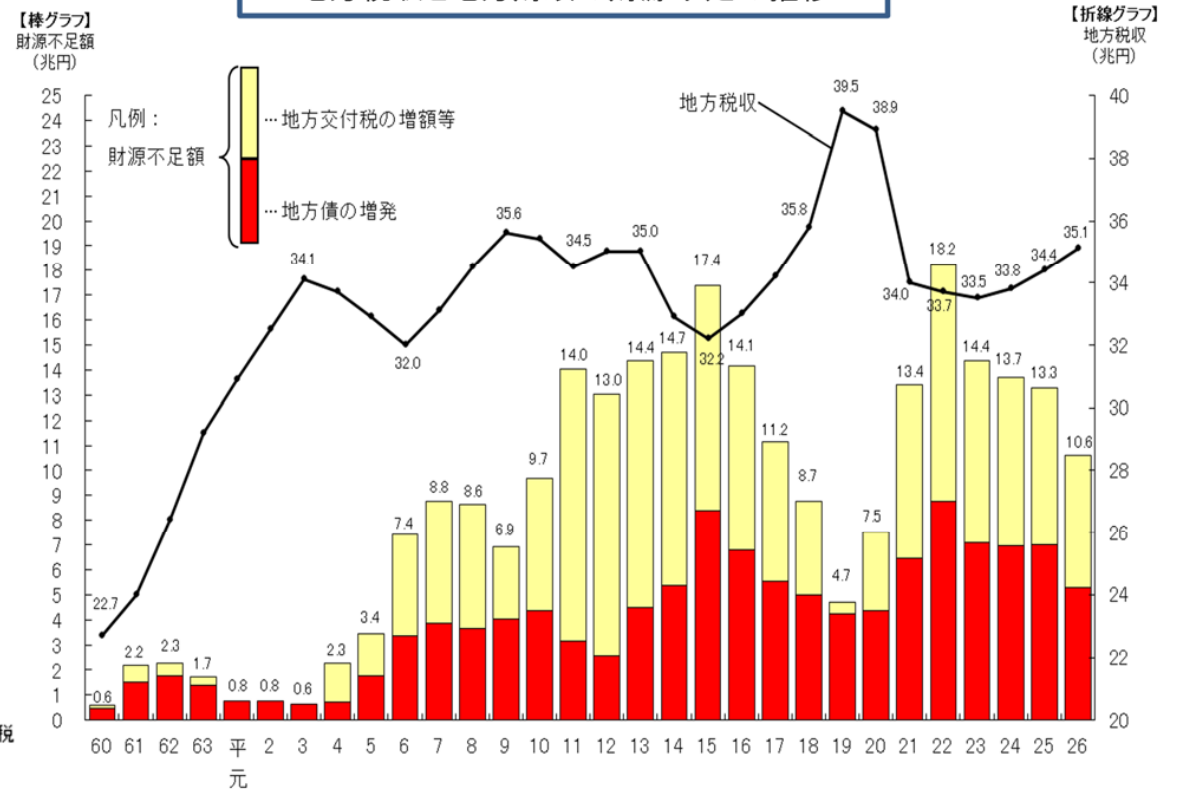
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方財政は、地方税収(35.1兆円)の約3割に相当する巨額の財源不足(10.6兆円)が生じている。
- 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)



地方税収と地方財政の財源不足の推移



(注) 地方税収は超過課税及び法定外税等を含まない。また、平成24年度までは決算額、25年度は推計額(H25.12時点)、26年度は地方財政計画額である。

(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(平成25年度以降は当初)

(注) このほか、平成21年度以降、地方法人特別譲与税が国から都道府県に対して譲与されている。

(①) 0.6兆円、(②) 1.4兆円、(③) 1.5兆円、(④) 1.7兆円、(⑤) 2.0兆円、(⑥) 2.2兆円)

法人関係税の国・地方の配分

< 税収 >

※ 平成26年度予算・地方財政計画ベース

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。(平成26年度)

税収総額: 17.6兆円

国税

地方税

法人税(10.0兆円)		地方法人特別税(2.2兆円)	法人事業税(2.6兆円)		法人住民税(2.7兆円)	
国分 6.6兆円 (37.7%)	地方交付税 原資分 (法人税×34%) 3.4兆円 (19.4%)	所得割 2.0兆円 (11.4%)	所得割 1.8兆円 (10.1%)	付加価値割 0.4兆円 (2.4%)	法人税割 2.2兆円 (12.4%)	均等割 0.5兆円 (3.0%)
		地方法人税(3億円)		資本割 0.2兆円(1.3%)		
		収入割 0.2兆円(1.1%)		収入割 0.2兆円(1.2%)		

※ 図中の網掛けは、地方分の法人所得課税を示す。

地方分 10.9兆円(全体の **62.3%**)

< 税率 >

法人所得に係る法人実効税率の6割弱は地方分である。

実効税率: 34.62%

法人税(23.79%)	地方交付税 原資分 (法人税×34%) 8.09%	地方法人特別税 2.71%	法人事業税 所得割 4.01%	法人住民税 法人税割 3.07%
国分 15.70%				

※ 実効税率は、標準税率ベースであり、平成26年度税制改正を踏まえたもの。

※ 東京都ベースの実効税率は35.64%

地方分 18.92%(全体の **54.7%**)

法人課税の概要(平成26年度改正(案)ベース)

※ 税収はH26収入見込額

法人税 (国)

10.0兆円

※ 税収の34%は地方交付税の原資

所得

税率
× 25.5% =

法人税額

地方法人税 (国) ※新設

※ 税収の全額が地方交付税の原資
H26年度の税収は僅少、28年度以降平年度化
平年度の税収規模 0.5兆円

法人税額

× 4.4%

※ H26.10.1以後適用税率

法人住民税 (県・市)

2.7兆円

法人税割

市

法人税額

× 12.3%
(9.7%)

1.6兆円

県

法人税額

× 5%
(3.2%)

0.6兆円

均等割

※ ()内はH26.10.1以後適用税率
0.5兆円

法人事業税 (県)

4.8兆円
(2.2兆円)

※ ()内は地方法人特別税
(内数)

【資本金1億円超の普通法人】 2.8兆円

所得割

所得

× 7.2%

2.2兆円

外形標準
課税

付加価値割

付加価値額
(収益配分額+単年度損益)

× 0.48%

0.4兆円

資本割

資本金等の額

× 0.2%

0.2兆円

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 1.6兆円

所得割

所得

× 9.6%

1.6兆円

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 0.4兆円

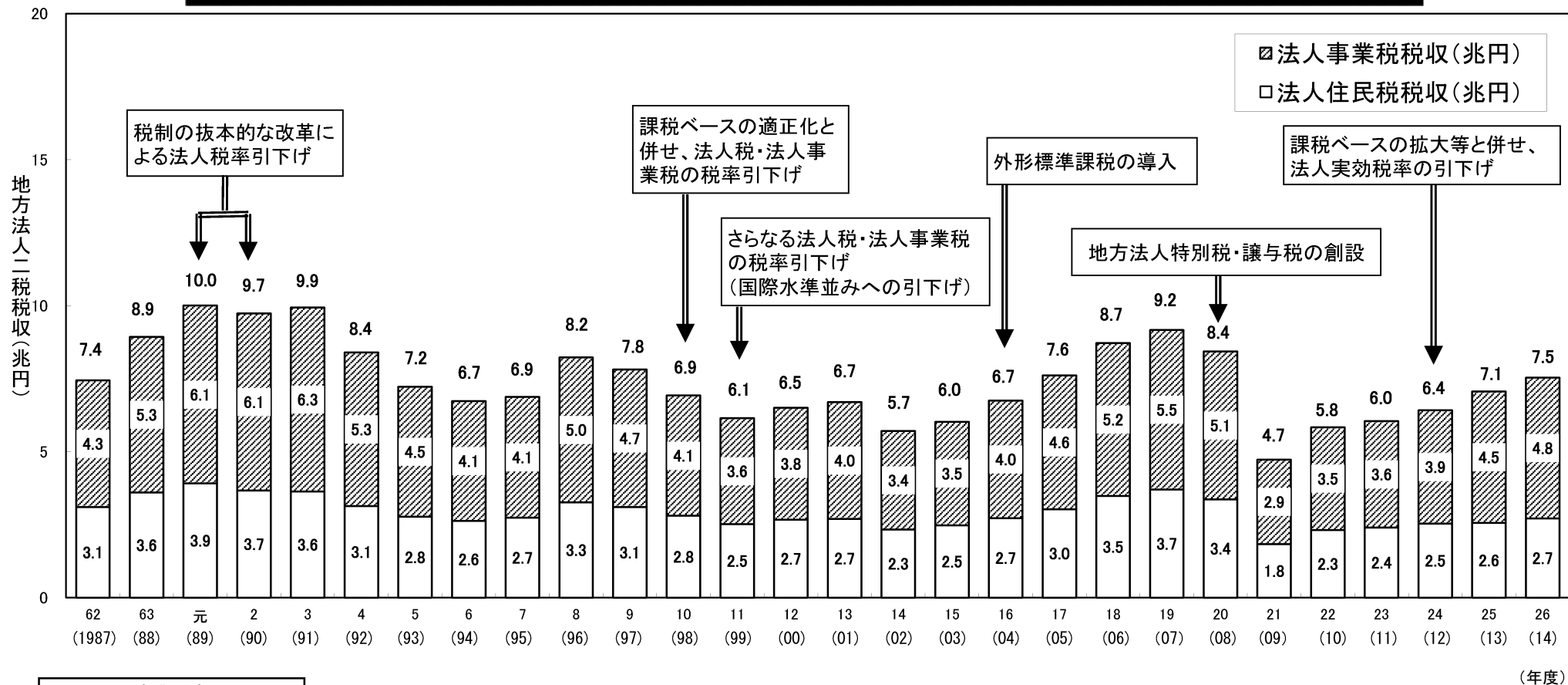
収入金額課税

収入金額

× 1.3%

0.4兆円

地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



法人事業税率(%)

12.0 → 11.0 9.6 → 7.2 →

(参考)法人税率(%)

(※法人住民税法税率は、法人税額×17.3%(昭和49年度～))

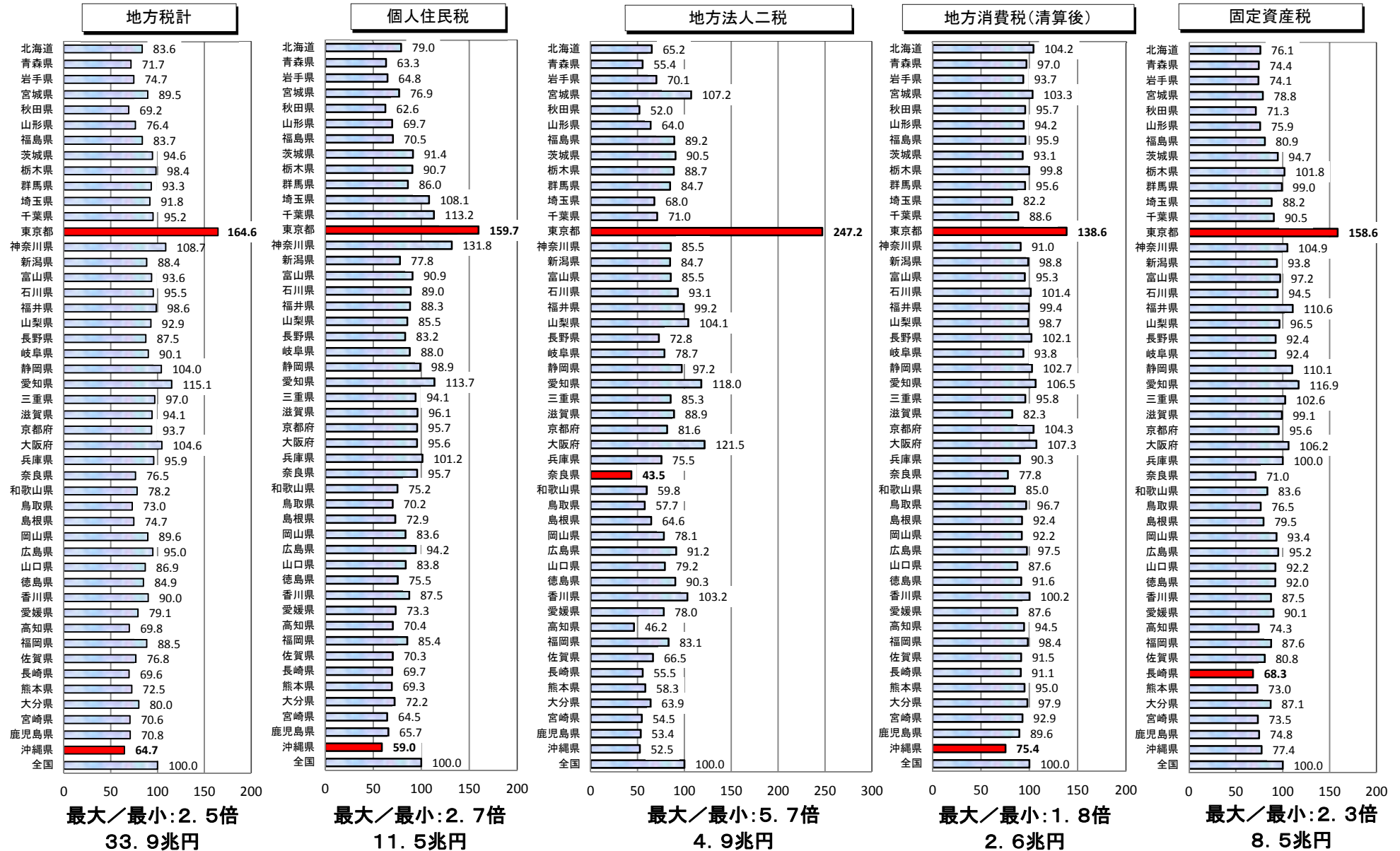
42.0 → 40.0 37.5 → 34.5 30.0 → 25.5 →

地方税収入に占める割合(%)

28.2 30.5 32.3 29.5 28.5 24.3 21.6 20.8 20.6 23.8 21.9 19.5 17.7 18.5 19.1 17.3 18.7 20.4 22.2 24.3 23.2 21.7 13.4 16.6 17.2 18.1 19.4 20.1

- (注) 1 24年度までは決算額、25年度は推計額(H25.12時点)であり、いずれも超過課税等を含まない。また26年度は地方財政計画額である。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない。
 4 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。

人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)



※「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

[税収]

都道府県：7,016億円

市町村：18,318億円

均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)

市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,365億円 市町村：3,984億円

法人税割 法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の5% [法人所得の1.275%相当(法人税率25.5%)] (制限税率6%)

[3.2% [法人所得の0.816%相当(法人税率25.5%)] (制限税率4.2%)]

市町村民税：法人税額の12.3% [法人所得の3.1365%相当(法人税率25.5%)] (制限税率14.7%)

[9.7% [法人所得の2.4735%相当(法人税率25.5%)] (制限税率12.1%)]

[税収] 都道府県：5,651億円 市町村：14,335億円

※下段の税率は、平成26年
10月1日以後に開始する事
業年度より適用される税率

* 税収は、平成24年度決算額(超過課税を含まず、歳出還付等を考慮。)

法人住民税均等割の税率

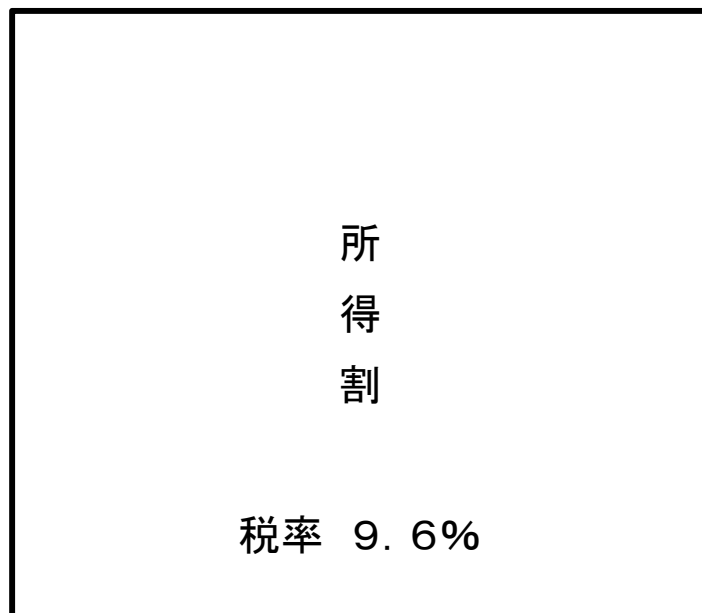
道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業者数により税率を設定

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	

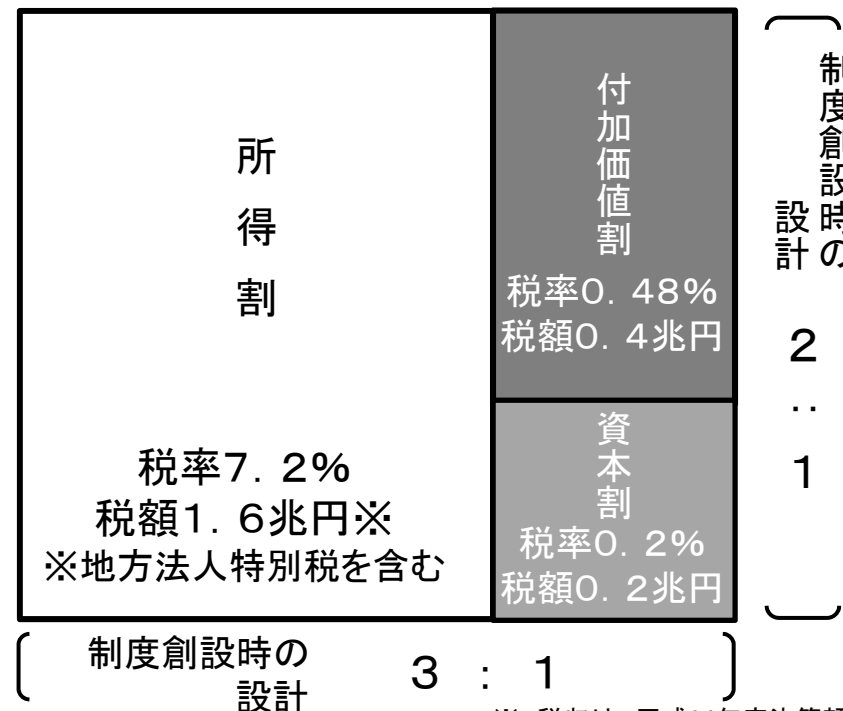
外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後(税額は平成24年度外形対象法人の分)



所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

(※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り)

付加価値額

$$\left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.48\%$$

資本割

法人の資本金等の額によって課税(持株会社の特例、1千億円超部分の割り落とし有り)

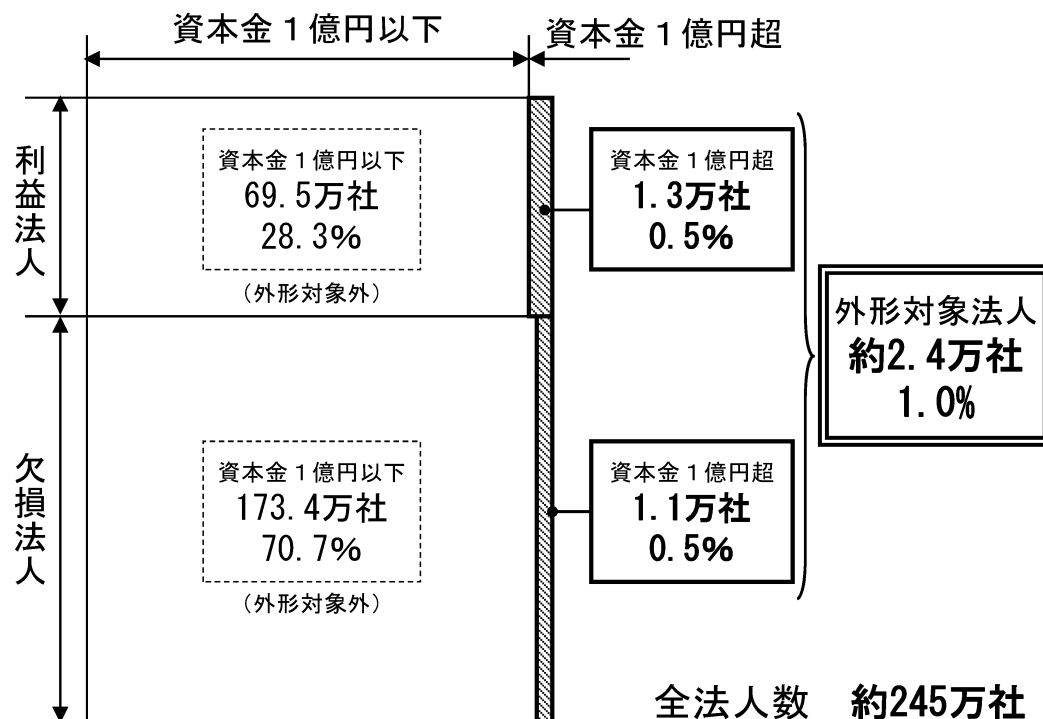
資本金等の額

$$\left[\begin{array}{c} \text{資本金又は} \\ \text{出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の} \\ \text{金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

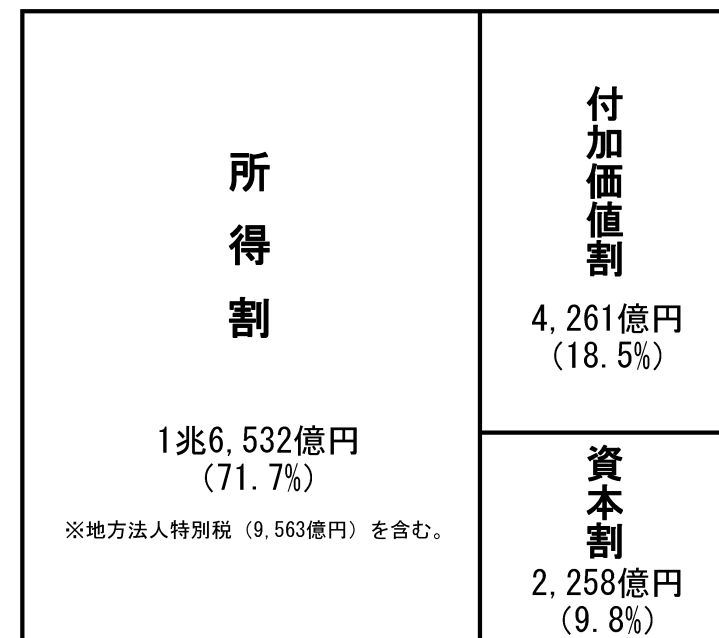
※ 税収は、平成24年度決算額
(超過課税を含まない)を調定額
シェアを基に按分して算出

外形標準課税の実績（平成24年度）

対象法人数



税 額



所得基準：外形基準
71.7% : 28.3%

- (注) 1 法人数は、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人（2,220社）は含まれていない。
- 2 税額は、平成24年度の外形標準課税対象法人（24,194社）の調定額を集計した値であり、超過課税分を含む。また所得割は地方法人特別税（9,563億円）を含む。
- 3 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

法人事業税収入割の概要

事業税額 = 課税標準 × 税率(1.3%※)

※ 地方法人特別税を含む。

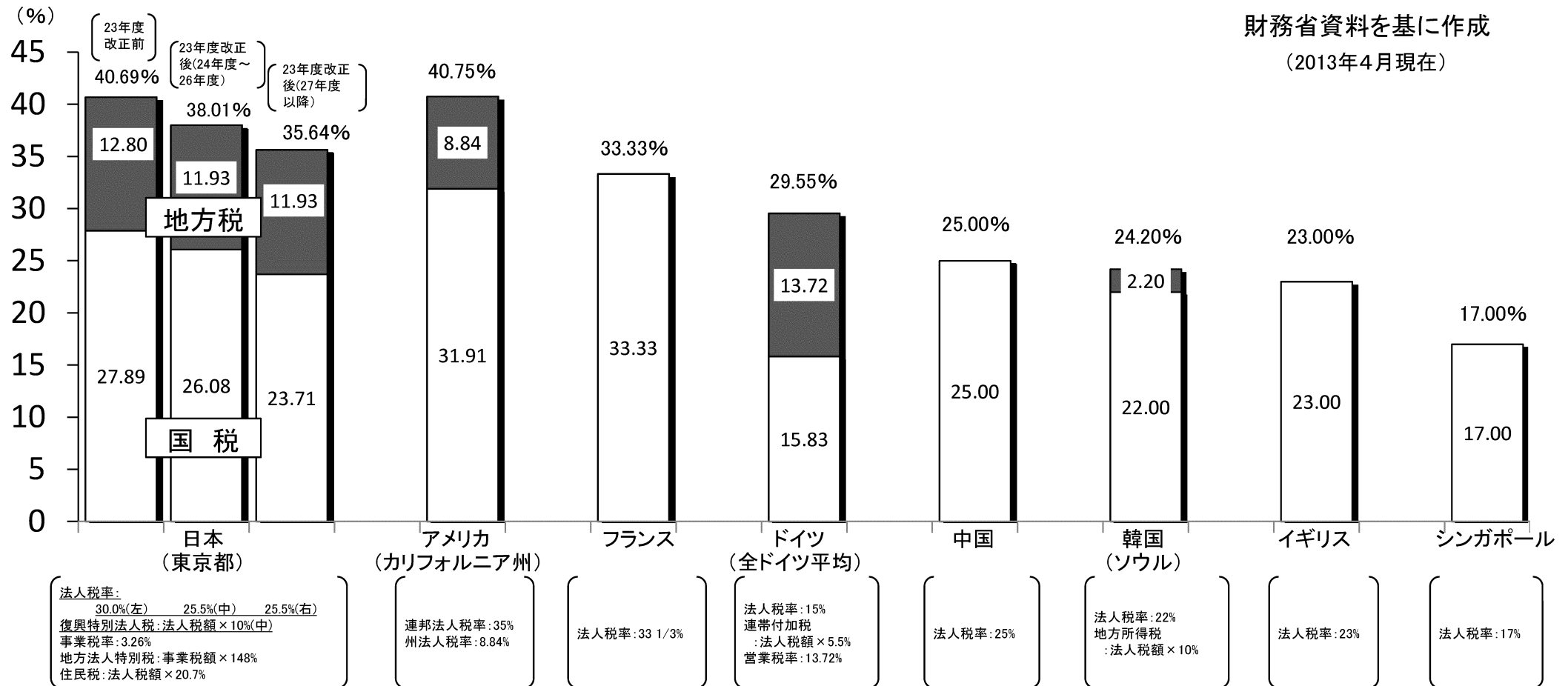
	電気供給業	ガス供給業	生命保険業	損害保険業
課税標準	収入すべき金額－控除すべき金額		収入保険料 × 一定割合(付加保険料率)	
導入年度	昭和24年度		昭和29年度	昭和30年度
平成24年度 税額(億円) (超過課税額)	1, 077 (26)	229 (12)	398 (17)	158 (6)

※ 税額は、平成24年度において調定したもののうち現事業年度に係る金額を記載

法人所得課税の実効税率の国際比較

財務省資料を基に作成

(2013年4月現在)

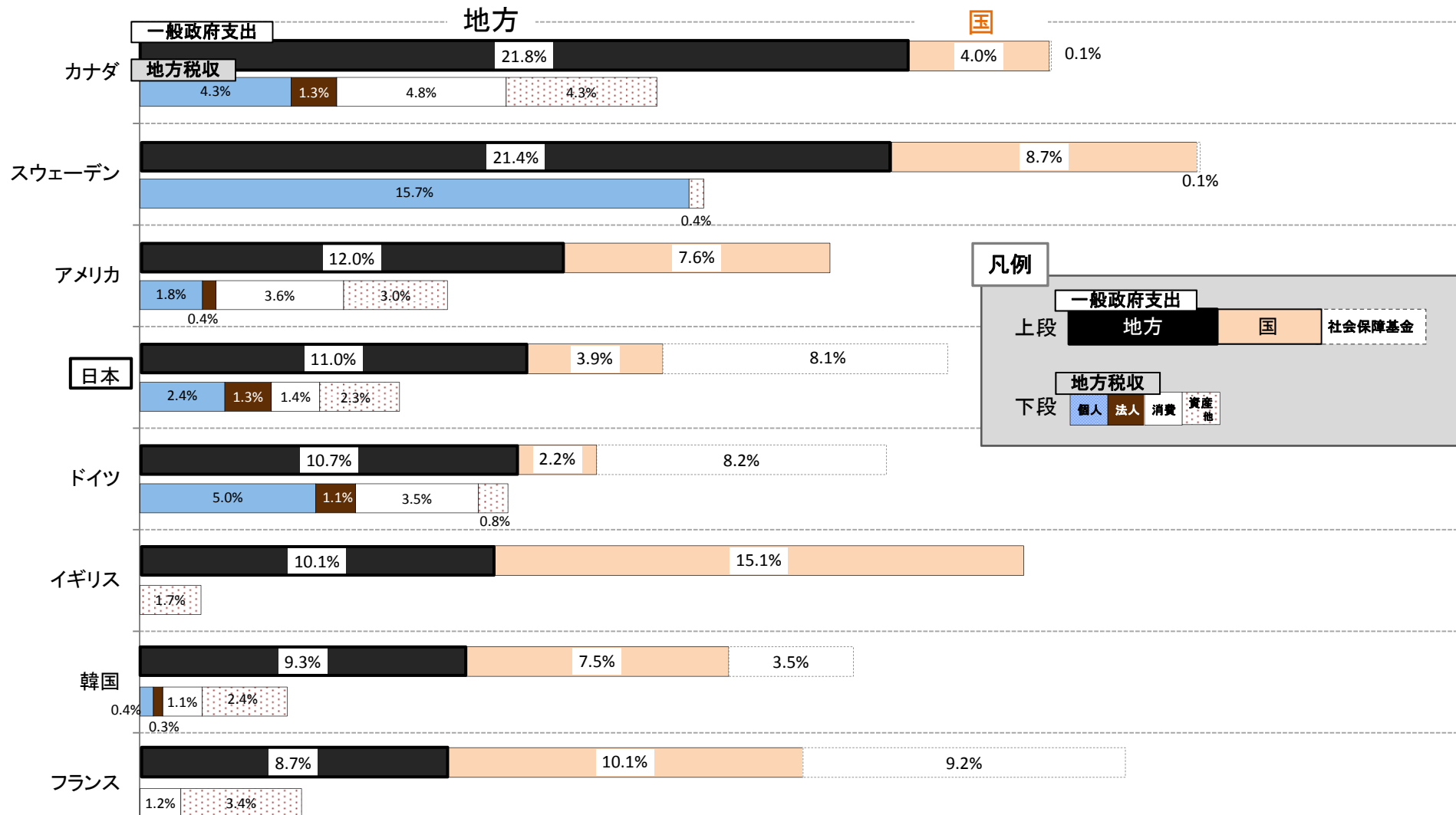


- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
3. 日本の改正後の実効税率は、平成24年4月1日以後開始する事業年度のものである。なお、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
4. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
5. イギリスの法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げられる予定。
6. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税(法人税額の5%)を2012年より導入している(2年間の時限措置)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
7. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率390%(2010年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
8. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
9. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

一般政府支出及び税収構成の対GDP国際比較（2010年）

- 一般政府支出のうち地方分のGDP比が高い国では、地方税収のGDP比も高い。
- 地方税収の多い国では、個人所得課税と法人所得課税が一定のウェイトを占めている。

一般政府支出のうち地方分のGDPが高い順



- (注) 1 OECD統計による2010年の数値である。ただし、統計上日本は年度の数値であり、日本以外は暦年の数値である。
 2 各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 3 一般政府支出は「最終消費支出 (final consumption expenditure)」と「公的資本形成 (gross capital formation)」の合計である。
 4 スウェーデンの勤労所得税 (国) は、一定以上の所得への課税であり、中・低所得者への税額控除を含めると税収はマイナスとなる。

国・地方の財政規模(対GDP比)及び法人所得課税の実効税率の国際比較

未定稿

地方の財政規模(GDP比)が大きい国では、わが国と同水準以上の地方法人所得課税が行われている例が多い。

(単位: %)

		日本	ドイツ	カナダ	アメリカ	韓国	フランス	英国
財政規模 (GDP比) 2011年	国	4. 0	2. 3	4. 0	7. 5	7. 5	9. 7	14. 6
	地方 (州を含む)	11. 1	10. 6	21. 8	12. 1	9. 3	8. 7	9. 6
実効税率 2013年	国	26. 2	15. 8	15. 0	32. 8	22. 0	34. 4	23. 0
	地方 (州を含む)	10. 8	14. 4	11. 3	6. 3	2. 2	—	—

(出典)

- ・財政規模: 国民経済計算確報及びOECDデータ(National Accounts)に基づき作成、
- ・実効税率: OECD Tax Database C. Corporate and capital income taxes Basic (non-targeted) corporate income tax rates

- (注) 1. 財政規模割合の基となる数値は、2011年(度)の各国の中央政府及び地方政府の最終消費支出及び公的資本形成の合計値。
 2. 実効税率はいずれも標準税率により、付加税を含め、また所得控除の対象となる地方税を考慮し算出。
 3. 累進課税制度を採用する国にあっては、最高税率により実効税率を算出。
 4. 日本の国の実効税率は、法人税25.5%に復興特別法人税の税率10%分を加えて算出。
 5. 米国の地方の実効税率は、各州の法人所得課税の最高税率の加重平均したもの。

○ 全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案」（平成25年10月）

成長戦略に基づく設備投資減税等が政府・与党において取りまとめられ、また与党税制改正大綱（平成25年10月1日）においては、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始するとされているところであるが、地方法人課税の税率引下げは地方財政に深刻な影響を与えるものであり、また、国税である法人税についても、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念されるところである。

このため、成長戦略に基づく投資減税や国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

○ 全国市長会「平成26年度都市税制改正に関する意見」（平成25年8月）

法人実効税率の引下げや地方法人課税の見直し等の抜本的な改革を行う場合は、個別団体において行政サービスの低下を招かないよう確実に財源措置すること。

○ 全国町村会「平成26年度税制改正に関する要望」（平成25年11月）

法人実効税率のあり方について議論する場合は、課税ベースの拡大等による所要の地方税財源の確保を大前提とし、地方財政に影響を与えないこと。

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を目指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

(参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]
(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税(仮称)の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。
また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。